



もしも



いざ



# 防災



9月1日は「防災の日」です。いつ発生するか分からない地震。もしもの時に、自分や大切な人の命を守るため、この機会に地震への備えについて考えてみませんか。

☎危機管理課☎(632)2052

## 地震発生 その時どうしますか？

地震は、家具の転倒や家電製品の落下によるけがなどの他、火災や土砂災害などの二次災害を引き起こします。地震が発生したらどうするべきかを今のうちから考え、発生時には落ち着いた行動を心掛けましょう。

### ▼STEP 01 地震発生！

直ちに、身の安全を確保

- ▼クッションやかばんで頭を守る。
- ▼机の下に身を隠し、机の脚を持つ。
- ▼慌てて外に飛び出さない。



### ▼STEP 02 揺れがおさまったら避難準備！

落ち着いて・素早く・安全に

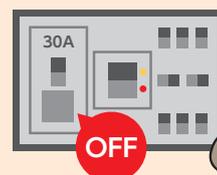
- ▼ドアを開けて逃げ道を確認する。
- ▼火を消し、ガスの元栓を閉める。



### ▼STEP 03 避難！

二次災害に注意

- ▼ブレーカーを落とし、漏電による火災などを防ぐ。
- ▼外に出るときは落下物に注意する。



### 地震の情報を取得しましょう

登録制防災情報メールでは、本市の避難情報、避難所の開設情報などの防災関連情報を、速やかにメールで配信します。また、市公式LINE「教えてミヤリー」でも、同様の情報を配信していますので、ご活用ください。

ここから登録できます



▲登録制  
防災情報  
メール



▲市公式LINE  
「教えて  
ミヤリー」

### 避難する時の注意点

避難の仕方は、災害の種類で異なります。地震の時は、屋外の広い場所など（3ページ下の記事参照）で安全を確保してください。また、風水害の時は、開設している避難所を確認し、避難しましょう。

# それぞれの場面に合わせて行動しましょう！

## オフィスなどの場合

コピー機やパソコン、棚が倒れる危険性があります。

机の下に潜り、頭を守りましょう。



## エレベーターの場合

すべての階のボタンを押し、止まった階で降りましょう。

閉じ込められたら、非常用のインターホンで連絡しましょう。



## 市街地の場合

窓ガラスや看板が落下する危険性があります。

かばんなどで頭を守りながら、安全な場所へ避難しましょう。



## 運転中の場合

ハザードランプをとめて、ゆっくりと左側に停車しましょう。

車から離れる時には、ドアをロックせず、鍵を付けたままにしましょう。



## 避難の準備

できていますか？ ID 1003234

避難とは、「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。

もしもの時の避難場所や非常持出品の確認など、どうするかを日ごろから考えておきましょう。

地震が発生した時は、下のフロー図を参照し、避

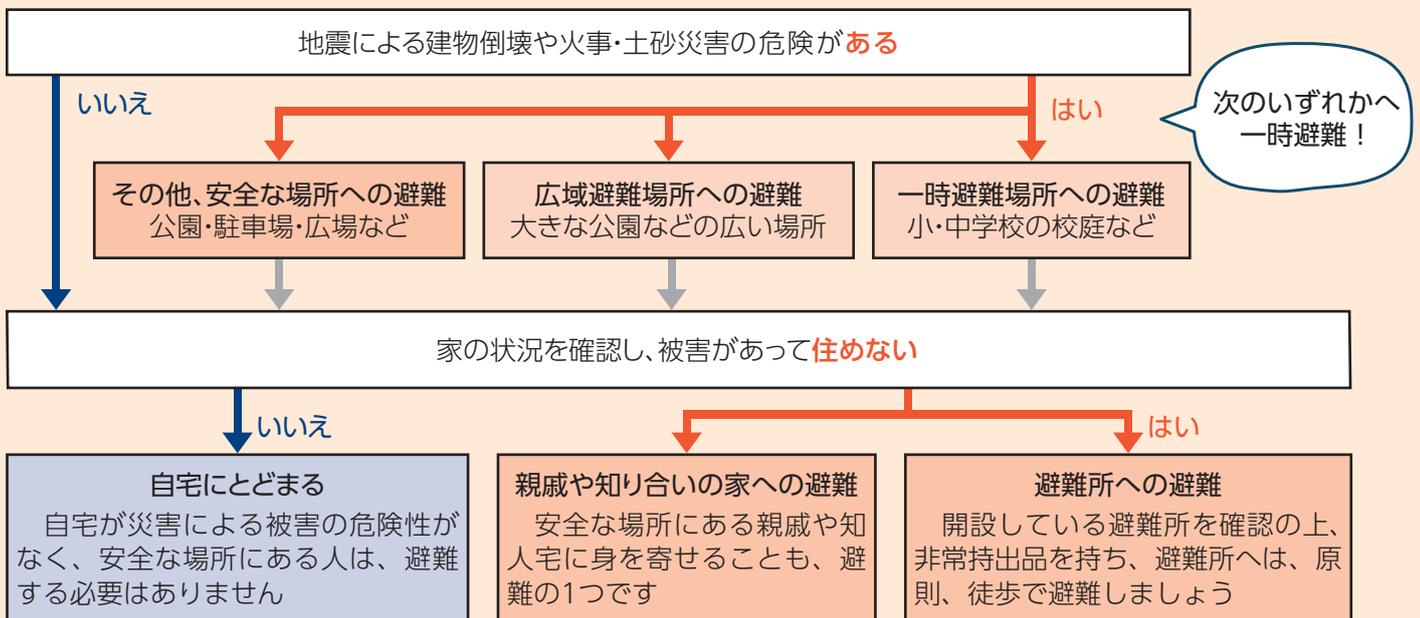
難すべきか判断しましょう。

火災や土砂災害の恐れがない場合、家に被害がない場合は、避難する必要はありません。

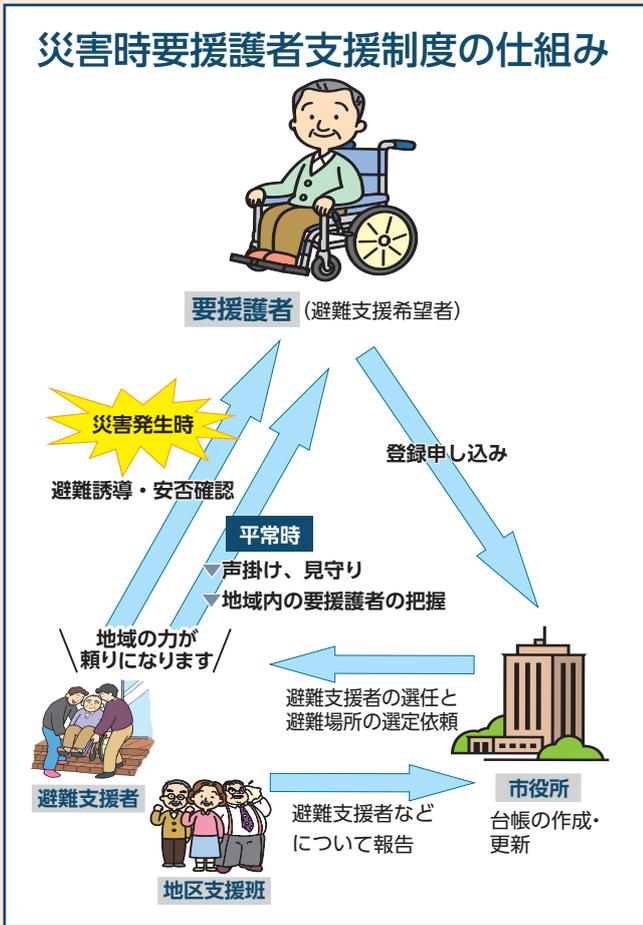
開設している避難所は、宇都宮市避難所開設状況管理システムでお知らせしますのでご利用ください。



▲宇都宮市避難所開設状況管理システム



# 災害時要援護者支援制度について確認しましょう



**災害時要援護者支援制度ってなに？**



集中豪雨や地震などの災害に備え、自力避難が困難な「災害時要援護者」に、日ごろから声掛け・見守り活動を行い、災害発生時には誰が支援し、どこに避難するかなどについて、あらかじめ地域住民同士で決めておく、「地域ぐるみの助け合い」の制度です。



**どういう仕組みなの？**



要援護者ごとに、あらかじめ地域で避難支援者や避難場所を決めておき、災害発生時には、避難支援者が可能な範囲で、避難誘導などを行います(左の図参照)。

ただし、災害時の状況によっては、避難支援者が対応できない場合もあります。また、地区によって活動状況は異なります。



**誰が利用できるの？**



在宅で生活している高齢者(おおむね65歳以上)や障がい者などのうち、災害が発生した際、自力で避難することが困難で、避難支援を希望する人(要援護者)が登録することで利用できます。

- ▼要介護3以上の高齢者。
- ▼「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」の見守り対象者。
- ▼身体障がい者手帳1・2級を所持している人。
- ▼療育手帳A・A1・A2を所持している人。
- ▼精神障がい保健福祉手帳1級を所持している人。
- ▼障がい福祉サービスを受けている難病患者。
- ▼その他、災害時の支援が必要と市長が認める人。

## 災害時に支援してほしい人はこちら／ 制度の申込方法

各申し込み先に置いてある申込書(市印からも取り出し可)に必要な事項を書き、直接または送付で、各申し込み先へ。詳しくは、保健福祉総務課 ☎(632)2919 へお問い合わせください。

### ▼申し込み先

| 担当地区  | 申し込み先  |
|---|--|
| 昭和  | 〒320-8540市役所<br>保健福祉総務課(市役所2階)<br>☎(632)2919 |
| 石井、泉が丘、今泉、上河内、河内、清原、国本、五代若松原、桜、城東、宝木、中央、西、東、平石、細谷・上戸祭、瑞穂野、峰、御幸、築瀬、陽東、横川 | 〒320-8540市役所<br>高齢福祉課(市役所2階)<br>☎(632)2356   |
| 篠井、城山、姿川、雀宮、戸祭、富屋、豊郷、錦、西原、富士見、緑が丘、宮の原、御幸ヶ原、明保、陽光、陽南                     | 〒320-8540市役所<br>障がい福祉課(市役所1階)<br>☎(632)2673  |



**避難支援者は防災地域活動補償制度(※)の対象になるの？**



地域において安心して活動できるよう、避難支援者による災害時の避難誘導や安否確認、日ごろの声掛け・見守り活動は、防災地域活動補償制度の対象になります。

※ 地域から提出された調査票を基に、市が保険に加入し、「防災地域活動」の活動者である市民が活動中に負傷した場合や、「災害時要援護者」などを負傷させてしまった場合などに補償を行う制度。



**地域を守る力**  
消防団員にお話を伺いました

**宇都宮市消防団**  
副団長 **田中 優一さん**  
市消防団  
たなか ゆういち

普段、それぞれの本業を持ちながら、災害時や訓練時に活動する消防団。田中さんは、民間企業で働く傍ら、消防団では副団長として活躍し、さまざまな活動に取り組んでいます。

普段の消防団員としての活動や、やりがいなどについてお話を伺いました。

**Q 消防団員として最近行った活動は何ですか。**

6月に第73回利根川水系連合・総合水防演習が11年振りに本市で開催され、多くの関係者と訓練に参加しました。また、7月には、市長を点検者とし、消防団員の規律保持のため、市内すべての消防団を対象に夏期点検を行いました。

**Q 日ごろの活動内容は何かですか。**

平時には、いつ起こるか分からない災害に備えるため、消防団の教育訓練や消防車両、装備品の点検を行っています。

また、火災を始めさまざまな災害に対応していますが、近年は、局地的な大雨に対する出動に警戒しています。

**Q 消防団に入団したきっかけは何ですか。**

同じ地域の人から、父を通じて入団の誘いがありました。活動内容について知り、楽しく活動できそうだと思います。地域とのつながりになる第一歩となりました。

**Q 普段の仕事と両立するために取り組んでいることはありますか。**

普段の仕事では、業務をためることがないように、スケジュールの調整をしています。とても理解のある会社なので、訓練や出動の際は、消防団の活動に専念することができています。また、家族とも話し合い、いつ出動があってもいいよう理解を得ています。

**Q 消防団に興味がある人に向けてメッセージをお願いします。**

活動を通じて、さまざまな職業の人や、地域の皆さんと交流することができます。

消防団の活動を見学することもできますので、ぜひ一度見に来ていただき、興味を持つきっかけとなればうれしいです。

**活動の様子**



▲夏期点検



▲消防操法大会



▲水防訓練



▲火災想定訓練

あなたの力が必要です

**消防団員を募集しています**

☎ 消防局総務課 ☎ (625)5504 ID 1021326

消防団員は、自分の職業を持ちながら、地域防災活動のリーダーとして活躍するとともに、地域振興の維持増進にも中心的な役割を果たしています。

▼入団資格 市内在住の18歳以上で、心身と

もに健康な人。

▼身分 非常勤特別職の地方公務員。

▼待遇 年額報酬、出動報酬、公務災害補償、共済制度、退団報償金、被服の貸与など。